## 倉敷市水道局建設工事等入札契約制度改善研究会設置要領

(設置)

第1条 本市水道局が発注する建設工事等のより公正かつ適正な入札契約事務を研究する ため、倉敷市水道局建設工事等入札契約制度改善研究会(以下「研究会」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第2条 研究会は次の各号に掲げる事案について研究する。
  - (1) 入札、契約事務の見直しについて
  - (2) 指名基準の見直しについて
  - (3) 新たな入札、契約方式等について
  - (4) 前各号のほか必要と認められる事案

(組織)

- 第3条 研究会は、別表1に掲げる者をもって組織し、会長及び副会長を置く。
- 2 会長には参事を、副会長には副参事(水道技術管理者)をもって充てる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第4条 研究会は会長が招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことが できる。
- 3 研究会の構成員に事故あるときは、代理者がその職務を代理する。

(作業研究班)

- 第5条 研究会が所掌する事務の執行を補助するため、倉敷市水道局建設工事等入札契約 制度改善研究会作業研究班(以下「作業研究班」という。)を置く。
- 2 作業研究班は、別表2に掲げる者をもって組織し、班長及び副班長を置く。
- 3 班長には水道総務課長代理、副班長には水道管理課長補佐をもって充てる。
- 4 第3条第3項及び第4条の規定は作業研究班に準用する。この場合において「研究会」とあるのは「作業研究班」と、「会長」とあるのは「班長」と、「副会長」とある

のは「副班長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 研究会及び作業研究班の庶務は、水道総務課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この要領は、平成21年11月10日から施行する。 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

研 究 会 構 成 員

参事、副参事(水道技術管理者)、水道総務課長、水道総務課企画検査室長、水道サービス課長、水道管理課長、水道建設課長、浄水課長、水道総務課企画検査室検査主幹

別表 2

作 業 研 究 班 構 成 員

水道総務課長代理、水道サービス課主幹、水道管理課長補佐、水道建設課長代理、浄水 課長補佐、水道サービス課水島営業所長、水道サービス課児島営業所長、水道サービス 課玉島営業所長、水道総務課企画検査室検査主任